

労働争議ノ出頭ハ必要ニ付テハ二回トテ本指ニ一升ス
中争議ノ件

- 一 升スル額ニ付テハ
- 二 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 三 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 四 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 五 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 六 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 七 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 八 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 九 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ
- 十 市町村労働組合職員選挙ニ関スルハ此式ニ依リテ出頭ノ事ヲ
普通選挙法ニ準ジテ行フ

五、労働争議ノ出頭ハ必要ニ付テハ二回トテ本指ニ一升ス

財団法人協調會大阪支所

- ル事ニキメタ
- 八 労働組合法案、争議調停法案ニ對スルノ件
- 九 總同盟ノ組織完成ノ件
- 以上ノ二件ニ就イテ議論百出シテ議ガ纏ラナカッタノテ後
日該件ニ就イテ充分ニ研究スル事ヲ申合セタ。

五、労働争議ノ出頭ハ必要ニ付テハ二回トテ本指ニ一升ス